

東日本大震災による被災企業等に対する土地貸付け実施要綱を廃止する要綱

東日本大震災による被災企業等に対する土地貸付け実施要綱（平成23年7月20日制定）は，廃止する。

附 則

- 1 この要綱は，平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に，この要綱による廃止前の東日本大震災による被災企業等に対する土地貸付け実施要綱（以下「廃止前の要綱」という。）の規定に基づき認定した企業の使用貸借契約については，廃止前の要綱の規定は，なおその効力を有する。